

本号の内容

[AIPPI Bureau](#)

[2019年 AIPPI ロンドン総会](#)

[記事・解説](#)

[各国部会](#)



2020年 AIPPI 杭州総会の開催日が変更されました

2020年 AIPPI 杭州総会の開催日について、慎重な検討の末、**2020年10月11日～14日**へ変更することが決まりました。

同時期に行われるいくつかの重要な地域行事や国際行事との関係で、都合のよい日取りとなり、また、中国国内だけでなく外国からの参加者にとっても、よりスムーズで費用負担の少ない渡航の手配が可能になります。

杭州総会の新たな開催日を、ぜひ来年の予定に入れてください。来年の秋、杭州でお会いできるのを心待ちにしています。

AIPPI Bureau

本部 Bureau の新体制

2019年 AIPPI ロンドン総会が終わり、9月19日付で異動がありました。

Bureau 役員の一覧は[こちら](#)からご覧になれます。

2019 年 AIPPI ロンドン総会

[ロンドン総会で採択された決議](#)

Jonathan Osha (Reporter General of AIPPI)

2019 年 AIPPI ロンドン総会では、執行委員会において 5 件の決議が採択されましたが、そのうち以下の 4 件は 2019 年の議題に基づく決議です。

- 人工知能の生成物に対する著作権
- 販売以外の行為による知的財産の侵害に対する損害賠償
- 蓋然性
- 消費者調査による証拠

もう 1 件は、本部 Standing Committee 「弁護士・依頼者間の秘匿特権」によるものです。

- 弁護士・依頼者間の秘匿特権に関する多国間協定案

採択された決議は、本部の[ウェブサイト](#)でご覧になれます。

これらの決議文は、世界中の関連機関や当局へ配布します。各部会におかれては、自国の関連省庁、知財庁、その他の関連機関へ、決議文を配布してください。これは、2019 年の決議だけでなく AIPPI の活動全般についても PR できるよい機会です。

今回の決議（および AIPPI でこれまでに採択した決議）は今後、内容的に関連があるパブリックコメントを提出する場合や、アミカスブリーフなどによって AIPPI としての見解を表明すべき機会に活用します。

[続きを読む](#)

[ロンドン総会 - 実務者育成プログラム](#)

Jonathan Osha (Reporter General of AIPPI)

今回のロンドン総会においても、知財分野で注目されているさまざまなテーマを幅広く扱う実務者育成プログラムが開催されました。月曜日の **Pharma Day** では、いわゆる **Pay-for-Delay**、パテントリンケージ、抗体とエピトープ/競合のクレーム、および **SPC** と特許期間延長の最近の動向に関するセッションが行われました。パネルセッションは、美術館や建築に関する知的財産というロンドンに相応しいテーマと、インハウスの視点による知的財産の権利行使に関する興味深いセッションから始まり、商標侵害に対する防御としての記述的使用、**EU** における営業秘密保護に関する最新情報を扱うセッションも月曜日に行われました。

ロンドン総会で開催されたパネルセッションの一覧は[こちら](#)からご覧いただけます。

[続きを読む](#)

[各 Standing Committee のレポート](#)

Jonathan Osha (Reporter General of AIPPI)

AIPPI 本部の各 **Standing Committee (SC)** の年次レポートは、**Reporter General** へ提出され、**2019 年 AIPPI ロンドン総会**において全参加者に公開されたものであり、現在は[こちら](#)からもご覧になれます。各 **SC** のミーティングは、あらかじめ土曜午後の行事としてスケジュールに組み込まれていたこともあり、多くのミーティングで記録的な出席者数となり、オブザーバーの出席も促進されました。ミーティング後に行われた委員とオブザーバーによるレセプションにも、多くの参加をいただきました。

レポートには、ロンドン総会までの **1 年間**における各委員会による活動や影響、今後 **1 年**の計画などが記されています。本部 **SC** の活動に関心があり参加してみたいという方は、自国の部会（または **Independent Member** の代表団）へお問い合わせください。

また現在では、すべての **AIPPI 会員**に、**SC** のオブザーバーの地位を選択する機会が与えられています。オブザーバーは **SC** における採決には参加できませんが、**SC** の活動を追い、その一部に参加することもできる新たな手段です。オブザーバーの地位を選択するには、本部ホームページの右上からログインし、「**My Dashboard**」を選択、続いて「**Manage Committees**」を選択し、オブザーバーになりたい（1 または複数の）**SC** にチェックを入れます。オブザーバーの制度によって、**AIPPI 会員**どうしの国を越えた連携やコミュニケーションが、一層促進されることを期待しています。

[続きを読む](#)

[第3回 AIPPI 青年フォーラム：効果的なコミュニケーション](#)

Doron Davidson-Vidavski (Facilitator and trainer, Strevas Limited)

2017年に初開催で成功を収め、今年で3回目を迎えた若年会員向けのプログラムが、9月のロンドン総会において開催されました。



会場は議会議事堂からほど近い、エドワード朝時代のドーム建築である **One Great George Street** の荘厳な大広間でした。毎年恒例のプログラムとなった、36歳以下のAIPPI会員を対象とするフォーラムですが、今年は効果的なコミュニケーションに焦点を当て、シンプルかつ容易に使用でき、実務あるいは社交の場における会話や交流の能力を高めることができる手段や技能を身につけてもらうことを意図した内容となりました。

[続きを読む](#)

[Communications Committee のレポート](#)

[AIPPI Congress News 2019 - 各号の電子版](#)

記事・解説

[ブラジル：トレードドレスの保護 - 飲料市場の事例](#)

Ana Paula Affonso Brito (Montaury Pimenta, Machado & Vieira de Mello – Brazil)

トレードドレスとは、特定の商品・役務を視覚的に識別する一まとまりの構成要素であって、競合他社のものよりもその商品を消費者に選んでもらえるように区別・個別化するものを言います。したがって、困難な消費者市場を獲得するための競争において、差

別化によって競争上の優位をもたらすものと言えるでしょう。

[続きを読む](#)

[ドイツ：アゼルバイジャンにおけるイノベーションの原動力・起爆剤としての知的財産集約型産業](#)

Dr. Emin Telman Teymurov (Embassy of Azerbaijan to Germany – Germany)

アゼルバイジャンにおける、イノベーション、テクノロジー、そして知識をベースとした経済への円滑な移行をさらに推進する上で、知的財産集約型の産業は、特別な役割を果たすことになるかもしれません。アゼルバイジャンは、持続可能な発展の原動力・起爆剤として、特にイノベーションと創造性に注目しています。科学と産業界、学界の連携を強めることによる、イノベーションを中心に据えた社会経済の発展を特に重視しています。

[続きを読む](#)

[日本：公取委の「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」について](#)

ユアサハラ法律特許事務所 矢部耕三

2019年6月、公正取引委員会は「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を公表しました。不正取引の規制によって、市場における独占とビジネス活動の自由とのバランスを取るのは、ごく普通のことですが、特に優越的地位の濫用行為については、例えば、大規模な小売業者／買い手と小規模な納入業者のような力関係がある場合にも公正な態度を取るよう、すべての市場関係者に働きかけるための特別なカテゴリーがあります。

[続きを読む](#)

[米国：Consisting Essentially Of に十分な裏付けがなくクレームが不明瞭とされる場合](#)

Joshua B. Goldberg (Nath, Goldberg & Meyer – U.S.A.)

米国では長い間、特許クレームの移行句「**consisting essentially of**」（実質的に～からなる）が、クレームを、記載されている構成要素と、「発明の基本的な新規の特徴に実質的な影響を及ぼさない」その他の構成要素に、明確に限定するものであることを、通常の実務者であれば十分に理解しているものとされてきました。

[続きを読む](#)

各国部会

[中国：AIPPI 中国部会 AI セミナー](#)

(Richard) Yi Li (Secretary General of AIPPI China)

産業界および弁理士の立場から見た AI 特許の課題に焦点を当てた、AIPPI 中国部会主催の AI セミナーが、2019 年 10 月 23 日に開催されました。



[続きを読む](#)

国際知的財産保護協会（AIPPI）

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。